

平澤区議会事務局長 ただいまから第1回新庁舎議会施設検討会を始めさせていただきます。

座長が選出されるまでの間、私が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1、新庁舎議会施設検討会の構成についてでございます。議会運営委員会におきまして、別添のとおり「新庁舎議会施設検討会設置要綱」が決定され、各会派から届け出がございました。構成につきましては「新庁舎議会施設検討会構成表」のとおりでございます。

なお、記載のとおり、1名で構成する会派等からは交代で2名が出席をいたしますが、今回は、あべ議員及び青空議員が出席されております。

それでは、2、正副座長の選出についてでございます。これまで議会運営委員会のもとに検討会を立ち上げた際は、第1会派から座長を、第2会派から副座長を選出しておりましたが、このような取り扱いをすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平澤区議会事務局長 ありがとうございます。それでは、座長につきましては、自民党から御推薦をお願いいたします。

下山芳男委員 それでは、畠山委員を座長として推薦したいと思います。

平澤区議会事務局長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平澤区議会事務局長 それでは、畠山委員、座長席のほうにお着きください。

畠山晋一座長 ただいま座長の選出をいただきありがとうございます。これからの将来を、皆様も、そしてまた先の議員の皆様がいい議会の構成になっているという実感が持てるような施設になるべく、皆様の慎重かつ迅速な審議をいただけるとありがたいです。座長としてしっかり務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、副座長の選出を行いたいと思います。副座長については、公明から御推薦をお願いいたします。

佐藤弘人委員 高久則男委員でお願いします。

畠山晋一座長 それでは、副座長については高久則男委員ということでよろしいでしょ

うか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 異議なしということで、それでは、副座長は高久則男委員に決定いたしました。

高久委員、副座長席にお着きください。

では、御挨拶を。

高久則男副座長 ただいま副座長に御選出いただきました高久則男でございます。畠山座長をしっかりと補佐し、円滑な運営に努めてまいる決意でございますので、何とぞよろしく願いいたします。

畠山晋一座長 それでは、早速ですが、3、前期検討会における検討結果及び修正案についてですが、(1)議会諸室の配置について、まず初めに、区から説明願います。

佐藤庁舎整備担当課長 それでは、議会諸室の配置について御説明いたします。

こちらのA3の資料1をごらんください。こちら図面が1ページに4面描いてございますが、こちらの上の段が、昨年度、議会施設検討会での議論も踏まえてまとめました基本設計段階の案でございます。下の段、こちらが修正案と書いてございますが、それをもとに、さらに設計を進めながら、よりよいプランとするために検討した結果の修正案でございます。

それでは、説明いたします。この図面、表裏を使って7階から10階までのプランをお示ししております。そのうち修正をいたしましたのが8、9、10階でございます。

まず、右上に資料1とある7階、8階の書いてあるページをごらんください。7階につきましては変更がございませんで、右側の列の8階をごらんください。修正がございまして、まず1点目が、理事者控室の位置を変更しております。基本設計では、左上の角に

北側になりますけれども 位置する理事者控室がございませけれども、これを、下の修正案というほうをごらんください。ちょうど真ん中の下のほうの用紙庫、コピースペースとかあるその下に理事者控室という、こちらの下のほうに移動させました。これはなぜかといいますと、このことによりまして、議員控室を窓側に配置することができまして、議員控室の環境の向上につながっております。

もう1点でございます。エレベーターの着床を1基7階までとしまして、8階以上の着床を取りやめております。その意味なのですが、これは裏面の9階で御説明いたします。まず、基本設計の9階の図面をごらんください。こちらはエレベーターが3台並んでいる

部分がございますけれども、このエレベーターをよけるために、ちょっと廊下の形状が見通しが悪い格好になっております。そのまま右手をごらんいただいて、基本設計の10階の案をごらんいただきますと、10階でもこのエレベーターがあるために廊下の形状のほか、エレベーターをおりて、上のほうに出るわけですけれども、大会議室に入るまでの動線、こちらが展望ロビーを通過して、前室に入って、大会議室へとなっています。また、大会議室の下のほうに向いている出入り口、ここからエレベーターまで行こうとしますと、大会議室がございますけれども、出ると、下をぐるっと回らないとエレベーターに乗れないというプランになっておったのですが、そのまま10階でいきますと、修正案では、8階以上のエレベーターの着床を取りやめてこれらを改善しております。このことによりまして、10階のプランをごらんいただきますと、また、大会議室と、どなたでも入れる展望ロビーとの間のセキュリティー区画も明確に区切れるようになりました。9階のほうの修正案のエレベーター回りをごらんいただきましても、廊下の見通しがよくなっていることと、その辺の形状が改善されております。

なお、8階以上にとまるエレベーターを3台から2台にしてしまうということの影響なのですが、例えば仮に10階の傍聴室、こちらが今100席用意してございますので、その100名が一斉に1階におりるなんていうことがあった際に計算してみますと、3台ですと、待ち時間が平均して1人当たり3.2分待つようなのですが、2台の場合は、やはり少し延びまして4.7分、つまり1分半長く待つといった違いは出てきております。

また9階にお戻りいただきまして、エレベーターのほか変更点の2つ目、こちらは、議場南側の廊下、基本設計の9階をごらんいただきますと、議場の下に倉庫というのが角にありますけれども、そこに行く通路があたりして、そのスペースがちょっとデッドスペースになっていたというところもありまして、これを下に、議場をそのまま下にずらしまして、その分の面積は、倉庫ですとか、そちらのほうに加わるところと、議場自体が倉庫、録音室の使い勝手の向上につながっておるところです。

10階の変更点でございます。先ほど御説明いたしましたエレベーターの着床の取りやめ、また議場を南側に移動といったことによりまして、大会議室の幅を議場方面に伸ばしまして、大会議室の面積を18平米ほど拡大してゆとりを持たせたプランとしております。

説明は以上でございます。

畠山晋一座長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

中村公太郎委員 ちょっとセキュリティーの問題で聞きたいんですけど、これは結

局、7階が事務局じゃないですか。7階が事務局なんですけれども、一般の区民の方々がいらっしやったときに、要はおりて、扉というのかな、あれがあることでとめるということになっているのか、それともエレベーターがそもそも8階とか9階のときにはおりられないような、要はIDをかざさないとエレベーターがとまらないとか、その辺の運用ってどうなっているの。それによって多分エレベーターの配置だとか、それぞれの階の仕組みというか、セキュリティーの問題が変わってくると思うんですけれども、そこはどういう想定をされているのかしら。

鳥居施設営繕第二課長 まず、セキュリティーの考え方ですけれども、7階につきましては、区議会事務局がありますので、傍聴者の方は、1度こちらに行って手続等をされるのかなと思います。

それぞれセキュリティー区画のその扉の閉め方ですけれども、今後この検討会で御議論をいただきながら決めていくものかとは思っているんですが、一般的には、扉があって、例えばテンキー方式の、暗証番号を入れてあけるとか、あとはそれぞれ皆さんにカードを持っていただいて、カードキーでやるとか、そういったやり方は一般的にはあると思います。

中村公太郎委員 そうすると、これは、エレベーターは特段7階から10階までフリーに行けてしまって、要は事務局を通らなくても10階にはうろろできるという想定でいいんですか。

鳥居施設営繕第二課長 エレベーターも着床制限といってとまる階を、例えば8階、9階、10階はこのエレベーターはとまらないといった設定はできますので、今後そういったことも含めて、エレベーターの着床制限も含めてセキュリティーについては検討していきたいと思っております。10階は展望ロビーなので一般の方は行けるんですけれども、例えば7、8、9階につきましてはそういう着床制限というものは仕組みとしてはできます。

畠山晋一座長 そのほか質疑はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 よろしければ、ただいま説明のありました議会諸室の配置の修正について、この修正案のとおりにすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

次に、(2)議会諸室に必要な設備・機能について、事務局から説明願います。

井上区議会事務局次長 それでは、お手元に配付してございます右上に資料2と書かれましたA4の資料をごらんいただきたいと思います。こちらは、議会諸室に必要な設備・機能につきまして、前期の検討会における検討結果を取りまとめまして、平成30年11月16日の議会運営委員会に御報告し、決定されたものでございます。

資料のほう、振り返りも含めまして簡単に御説明させていただきます。議会諸室に必要な設備・機能ということで大きく5点についてまとめられております。

まず1、インターネット中継についてということで、として、これまでどおり、本会議、予算・決算特別委員会の中継を実施するということで、本会議場はもちろんですが、先ほど10階だったでしょうか、大会議室ということで図面の説明がありましたけれども、予算・決算特別委員会の開催を一応想定してございます大会議室、本会議場と大会議室に中継設備を設置するということ。といたしまして、常任委員会、特別委員会の中継実施につきましては、それぞれの委員会室の傍聴席の数ですとか、他自治体の動向も踏まえ、今後、引き続き検討していく。なお、設計に当たっては、中継実施にも対応できるように配線等について配慮するものとするということでまとめられてございます。

2でございます。映写設備についてということで、として、プロジェクター・スクリーン、大型モニターを設置する方向で議論を進めていくこととし、本会議場や委員会室の構造を踏まえて、設置場所等について、今後、引き続き検討していく。としまして、書画カメラ、議席モニターの設置やタブレットの活用については、今後、引き続き検討していく。

3といたしまして、発言残時間表示機についてでございます。としまして、本会議場や大会議室内の議員、理事者、傍聴者、それぞれが見やすい位置に設置する。としまして、残時間確認用の手元モニターを設置するかにつきましては、今後、引き続き検討していくということでございます。

4でございます。議員控室についてということで、議員控室の具体的な部屋割り等については、移動可能な間仕切り壁を設置するなど、議員数の増減にも柔軟に対応できる構造上の工夫をするとともに、区の設計スケジュールに合わせ、防音性能や費用対効果等を踏まえ、今後、引き続き検討していくということでございます。

最後、5として、その他でございますが、4点でございます。が電子採決システム設置の有無については、今後、引き続き検討、としまして、常任委員会、特別委員会の別室での映像傍聴を可能とするかについては、委員会自体の中継実施の議論に合わせ、今

後、引き続き検討していく。 といたしまして、防犯カメラの設置については、本庁舎の全体計画との整合を踏まえ、適切なセキュリティー対策となるよう、今後、引き続き検討していく。 でございますが、音響を初めとした各設備・機能の検討に当たりましては、誰もが利用しやすい議会施設となるよう、ユニバーサルデザインに配慮すると、このようなまとめでございました。

説明は以上でございます。

畠山晋一座長 それでは、これらの内容については今後、この検討会で協議をしていきたいと思っております。

4、当検討会における今後の検討について、まず初めに、区のほうから説明をお願いします。

鳥居施設営繕第二課長 それでは、資料3をごらんください。A4縦のものになります。こちらは、新庁舎における議場などの議会諸室やそれぞれの諸室に設置される設備の機能について、区で策定いたします実施設計案への反映に向けて、本検討会で御議論、御協議いただきたい内容をまとめたものになります。

御協議いただきたい内容は大きく分けて4つございます。まず1ですが、議員控室についてです。こちらは本日検討議題に上げさせていただいておりますが、議員控室における間仕切り壁の仕様、各控室の配置レイアウトについて、8月末を目途に御決定いただければというふうに考えております。

2ですが、議会施設の内装仕上げについてです。こちらは設計事業者から内装仕上げにつきまして、次回以降御提案させていただきますので、仕上げ材の仕様ですとか、あと色につきまして、10月末を目途に御決定いただければというふうに考えております。

3ですが、セキュリティー対策についてです。こちらは議会施設エリアのセキュリティー区画の位置、防犯カメラの配置について、次回以降御提案させていただきますので、10月末を目途に御決定いただければと考えております。

4ですが、議場、大会議室、委員会室についてです。こちらはそれぞれの部屋に設置される音響映写設備、中継設備など、議会運営上必要となる設備の仕様、設置箇所について、次回以降御提案させていただきますので、11月末を目途に御決定いただければと考えております。

その他、実施設計を進める中で御議論いただきたい項目が生じた場合は、適宜、本検討会に御提案させていただきます。

参考に、実施設計案策定に向けた大まかなスケジュールを御説明いたします。現在、詳細図面の作成や設備、備品などの詳細検討を進めております。本年9月には区議会にも御報告させていただき本庁舎整備に関する総事業費の算出を行います。その後、積算や建築基準法の手続等を行いながら、来年2月に実施設計案をまとめるスケジュールとなります。

説明は以上となります。

畠山晋一座長 それでは、ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

佐藤弘人委員 この2の議会施設の内装仕上げなんですけれども、仕上げ材の色だとかどうのこうのって、それは個々人にはいろいろあるので、これは基本的には、設計者というか、施工者から提案していただいたのをここで承認するという形にすべきだと思うんですよね。ここでこういう内装がいいだとか、色がどうのこうのって議論すべきことでは私はないと思うので、皆さんが御同意していただければ、後承認という形で私はいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

畠山晋一座長 ただいまの御意見に対して、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 それではまた、これはきょうはそのことについてではなく、まず議員控室について、間仕切りについてやりますので、次回の内容となっておりますので、そのときにもまた審査していただきたいと思います。よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 それでは、当検討会における今後の検討については、ただいまの説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、5、議員控室についてですが、先ほど区から説明があったとおり、8月までに決定いただきたいということですので、本日、早速議題といたします。

それでは、区からの説明を願います。

鳥居施設営繕第二課長 それでは、資料4をごらんください。こちらの白黒のA3の横のものになります。上に写真がついているものです。こちらは新庁舎における議員控室で使用が想定される間仕切り壁につきまして、種類ごとに防音性能やコスト、あと改修時の

可変性などについて比較検討を行ったものになります。

まず、間仕切り壁の種別ですけれども、左からパーティション、これは可動間仕切り壁と呼ばれるものです。中央の2つがいわゆる一般的によく使われる壁、間仕切り壁ということで、左側が防音仕様、右側が一般的なものということになります。一番右側が天井にレールを取りつけてつり下げる形で使用するスライディングウォール、移動間仕切り壁と呼ばれるものになります。

イメージ写真の下の断面図をごらんください。こちらは、壁を縦に切った切断面の絵ということになります。左側のパーティション、可動間仕切りですが、天井を設置した後に取りつける形となります。パネルの内部には遮音材が充填されており、また天井内も事前に遮音のための壁を設けるような仕様としております。

中央の一般的な間仕切り壁ですが、工事の順番といたしましては、まず壁を先に設置し、その後天井を設置する形となります。左側は、壁の下地材の内部にグラスウールと呼ばれる遮音材を充填することで防音性能を高めているものということになります。

右側の一般的な間仕切り壁（既存）というのは、現在の議員控室間の間仕切り壁の様子が恐らくこれではないかということで記載をしております。

右側のスライディングウォールですけれども、先ほども御説明したように、天井を設置する際に、パネルをつり下げるためのレールを天井内に埋め込んでおります。そのつり下げられた金属パネルの内部には、遮音材が充填されており、また可動間仕切りと同様に、天井内に遮音のための壁をつくっておくということで防音性を高める性能としております。

資料下側の比較表をごらんください。一番上に書いてある厚さにつきましては、それぞれ記載のとおりということになります。

パネルの仕様、表面の仕上げですけれども、左側のパーティション、可動間仕切りと右側のスライディングウォール、移動間仕切りにつきましては、金属によるパネル仕上げということになります。中央の一般的な間仕切り壁につきましては、下地材の上にボード材を張り、その上に仕上げということで、塗装したり、壁紙を張ったり、シートを張ったりということの仕上げが想定をされます。

それぞれの遮音性能ですけれども、少し専門的で恐縮ですが、記載の数値、46.7dBと書いてありますが、これはデシベルと呼びます。この数値が大きいほど遮音性能が高いことを示します。



資料の一番下側に少し字が小さくて見づらいですが、テレビ、会話などの一般の発生の聞こえ方の目安というのを記載しております。これは日本建築学会の資料を参考に記載したのですが、まず左側のパーティションの場合、可動間仕切りの場合は、隣の部屋でテレビ、会話などの一般的な音がした場合にかすかに聞こえるという評価になります。中央の一般的な間仕切り壁、まず防音仕様につきましては、この4種類の中で防音性能が一番高く、通常では聞こえないというものになります。既存と近いと想定されず一般的な間仕切り壁につきましては、かなり聞こえるということになります。一番右側のスライディングウォールにつきましては、小さく聞こえるという評価になります。

続きまして、初期コスト、改修コストについて御説明いたします。こちらは、中央左側の一般的な間仕切り壁、防音仕様の設置費用を1とした場合のコストの比率という形でお示しをしております。まず、一番左側のパーティション、可動間仕切りにつきましては、初期コストは比率が1.6と少し高くなりますが、改修コストにつきましては、まず天井の工事が不要ということと、このパネル自体が再利用できますので、比率としては0.6ということで抑えられるものかと考えます。一般的な間仕切り壁（既存）の部分につきましては、遮音材の分コストが安くなりますので、初期改修コストともに0.86という評価になります。一番右側のスライディングウォールですが、こちらは製品が非常に高価、高いということで、初期コスト比率は3.7という数値になります。

なお、備考欄に記載をしておりますが、このスライディングウォールというものは、大部屋を一時的に分割して使用する目的で採用されることが多く、一般的には常時設置される壁には使われないものというふうに考えております。また、未使用時、あいているときはこのパネルを収納するためのスペースが必要ということになります。

続きまして、資料5をごらんください。A4白黒の縦のものになります。こちらは、新庁舎における議員控室の将来的な改修のしやすさを考慮した壁の位置についての考え方を示すイメージ図ということになります。

柱から柱までの1分の半のスパン、おおよそ4メートル掛ける9メートル程度になりますが、これを1室の最小単位とし、その最小単位の中に、それぞれ照明器具ですとか、空調設備、あと流し台を設置している計画となります。必要な控室の大きさに応じまして、この半分のスパンの組み合わせ、ちょっと大きな部屋が要ということであれば、例えば3つつなげた部屋にする、2つでいいよとか、そういったこの4メートル掛ける9メートルの組み合わせで部屋の大きさを変えることができます。

廊下との境の壁につきましては、先ほど御説明した遮音性能が一番高い一般的な防音の間仕切り壁というものを想定した絵としております。控室間の壁につきましては、先ほど御説明したパーテーション、あと一般的な間仕切り壁、あとはスライディングウォール、それぞれの設置は可能となります。スライディングウォールとした場合、図面の下側に収納スペースと書いてありますが、あけて使った場合は、このパネルを畳み込んでしまっておく、こういった収納するためのスペースが必要となります。

本日は、この議員控室の考え方や先ほど御説明した間仕切り壁の仕様につきまして御協議いただければと考えております。

説明は以上です。

畠山晋一座長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

高岡じゅん子委員 ちょっと基本的な数字を確認したいと思うんですが、今、議員控室の配置が変わって、ざっと足したところ、全部で468平米ぐらいが議員控室全部の広さになり、50人だと1人当たり9.1ぐらいという感じになるかなと、今ざっと計算したんですが、そこが今、私の計算が合っているかどうかというのをちょっと見ていただくのと、この最小ユニットと言われた1ユニット、一番小さいほうのユニットだと大体どのぐらいの広さで、それというのは、例えば1人分当たりなのか、2人分当たりなのかというあたりを教えてください。

鳥居施設営繕第二課長 まず、控室の面積ですけれども、資料1をごらんください。資料1に8階部分に基本設計案の場合と今回の修正案の控室の合計が書いてありまして、今回、修正案の場合478平米ということになります。478平米の場合、50人で割らせていただきますと、およそ9.5平米ぐらいかと思えます。

高岡じゅん子委員 あと今の同じ形になるワンユニットというのは何平米ぐらいになるんですか。

鳥居施設営繕第二課長 ワンユニットは、先ほど申し上げましたとおり、4メートル掛ける9メートルが基本になりますので、36平米程度となります。

畠山晋一座長 これは、先ほど資料3に記させていただきましたように、8月までに決定する事項なので、極力一つでも多くの御意見を頂戴しておきたいということで、細かい意見でも構いません。この場で意見があって、このとき言うておけばよかった、あのとき言うておけばよかったということがないように、細かいことでも結構ですから、御意見をいただきますようお願いをいたします。それでもなければ、あれですけれども。

桃野芳文委員 パネル仕上げのところ、常設する壁に使用するものではないというのを何回か御説明いただいたと思いますけれども、ということは、今の控室みたいに常に、基本的には一旦決めれば年単位で使っていくわけだから、そういうものに使うものではないよとこれは言っているんですか。

鳥居施設営繕第二課長 資料4の一番右側の移動間仕切りにつきましては、今、委員おっしゃるように、常設の壁で使うものではないので、間仕切りの壁をしますと、4年間変わらないということになりますので、余りふさわしくないのではとは考えております。

桃野芳文委員 だけれども、載せたというのは、それでも何かメリットはあるということなのですか。それでも例として挙げてあるということは。

鳥居施設営繕第二課長 まず、非常に高価なものでして、お金をかければ防音性能も上げたものなんかも商品としてはあるんですけれども、基本的にはこの商品自体が大きな部屋を割って使うときに使うものですので、そういうときには非常に有効に使えるものかと思えます。

佐々木施設営繕担当部長 4年ごとというのを長く見るか短く見るかということとか、あとは一応変わる可能性があるということで、それに対応できる商品として一応入れています。ただ、現実的にはやっぱり今、鳥居がお話ししたとおり、一度決めれば4年間は恐らく変わらないという中でいくと、余りそういう目的でつくったものではない製品なのかなというふうには考えております。ただ、間仕切るというものでいくと、こういう種類がありますということでございます。

桃野芳文委員 あと改修工事期間ですけれども、これは短いとか長いとかというふうに書いてあるんですが、何かもう少しわかるようにというか、何か目安みたいなもので説明できることってないんでしょうか。

鳥居施設営繕第二課長 まず、一番左側の可動間仕切り壁につきましては、短く済むと書いてありますが、恐らくこのパネルを外してつけ変えるという作業になりますので、数日程度でできるのではというふうに考えております。逆に一般的な間仕切り壁を改修した場合、こちらは天井、床の改修のため期間が長いと記載させていただいておりますが、こちらは天井なんかもつくり変えたりする必要が出ますので、恐らく10日とか2週間とか、そういった期間がかかるものと思われれます。

中村公太郎委員 では、会派としては、左に2つのどちらかをお願いします。今のが聞

こえ過ぎるので、聞こえない仕様で、左2つ側のどっちかがいいんじゃないでしょうかと御提案申し上げます。意見です。

あべ力也委員 この提案のそれぞれ遮音性というのが出ていますけれども、現状の遮音性ってどれぐらいなんですか。

鳥居施設営繕第二課長 現状が、区が持っている過去の図面なんかを調べてみますと、詳細にどういう断面構成というか、ものかというのは載っていなかったんで、あくまでも想定になってしまうんですけども、恐らく今回お示ししている一般的な間仕切り壁の既存と書いてある部分、この資料4の左から3番目です。なので、38デシベル、これの500ヘルツって低い音の場合にこれぐらい音を遮るという見方をするんですけども、ただ、余り性能として高くなく、声等はかなり聞こえるという評価になります。

佐藤美樹委員 基本的なことをお伺いするんですけども、この間仕切りのタイプというのは1種類、例えば可動式と一般的な可動しないやつを組み合わせるといようなことは想定されるんですか。想定されるというか、どういうのが一般的なのかわからないんですけども、どの壁も同じような、可動式だったらどの壁も可動式にするという考え方でいいですか。

鳥居施設営繕第二課長 もちろん技術的には組み合わせて使うことも可能なんですけども、例えば議員控室の間仕切り壁、一面の中で、半分まで可動間仕切りで半分まで違う種類とか、それは余り一般的には採用されないのかなと。あくまでもスパンごとに壁の種類は選ぶものかなと思います。

岡本のぶ子委員 これはモノクロなので色がわからないんですけども、カラーバリエーションというのは選ぶようになるんでしょうか。

鳥居施設営繕第二課長 恐らく可動間仕切りとスライディングウォールというものは金属パネルになりますので、色はほとんどオフホワイトというか、白系のものが商品としては、余り色は選べないのかなと思います。逆に一般的な間仕切り壁の部分は、ボードの上に塗装したりとか、壁紙を張ったりとかしますんで、いろんな仕上げの種類は選べるかなと思います。

岡本のぶ子委員 あと金属壁みたいなお話だと、まぶしくてしょうがないということがあるのかしらと一瞬思った。オフホワイトにしても、ちょっと落ちつかない色はやめたほうがいいかなというのだけはちょっと気になる場所。

佐藤弘人委員 参考までに、この天井はいわゆる昔のシステム天井みたいにビスでとめ

なくて、可動になっている天井なのか、今は何が主流になっているんですか、今回のやつは。いわゆる固定式になるんですか。昔は全部置き型で、ぱかぱかぱかぱかフレキシブルにあくようなやつがあったんですけども、今回の採用は特に……。

佐々木施設営繕担当部長 要はこの天井のお話で、基本的には、金属製の下地を流して、そこに天井で天井を張っていくということになると思います。その天井の下地に金属がありますから、そこに向かってこういった部材を全部つけて、ライナーをつけていて、そこに差し込んでいくというのが、例えばパーティション工事なんかはそういうやり方かなと思いますけれども。

岡本のぶ子委員 もう1つなんですけれども、地震があったときにどの程度の強度という、倒れてきてしまうような間仕切りなのか、ある程度のものは耐えられるのかとか、そういう耐震というのは見えるんでしょうか。わかるんでしょうか。

佐々木施設営繕担当部長 今ちょっと声がいろいろお話をいただいています。基本免震構造という形で今回採用していますので、そんなに大きく揺れるということは想定していませんが、当然、例えば天井材、天井の下地材につけるとかいう話になりますので、そこはしっかり規定どおりの強度が出るような形でおさめた上でやっていきますので、その辺の御心配は要らないかなとは思いますが。

たかじょう訓子委員 ちょっと私、聞き逃してしまったのかもしれないんですけども、今、パイプシャフトがありますよね。パイプシャフトごとに水回りがくっついているような形じゃないですか。例えば会派の数が変わるということで微妙なところで動かすというようなこともこれは想定しているんでしょうか。

鳥居施設営繕第二課長 資料5を見ていただきますと、P Sと書いてある部分が、今、委員がおっしゃったようなパイプシャフト、いわゆる排水系の排管が通っているところになるんですが、基本的に今お示ししているのは、4メートル掛ける9メートルのグリットの中に1個ずつ水回り、流し台を入れているんですが、例えば大きく3升使いますよということになったら、これは撤去することは可能です。逆にまた細かく割るときに追加をすることも可能です。

高岡じゅん子委員 一応ワンユニットが大体4人分の広さだということはわかったんですが、4人以下の小さい会派のためにこれを2つに切るとか、私はこれをぱっと見たところで、パーティションの可動間仕切り壁って一番左端のものが現実的なのかなと思うのですが、この4ユニットを例えば半分にするとか、そういうことというのはパーティショ

ンを新たに入れ足すことは可能なのでしょうか。

佐々木施設営繕担当部長 どこまでやるかということだと思っただけでも、ここを例えば見ていただくとわかりますけれども、空調があったり、あるいは電気が流れていたりとかするので、そういう範囲内でのお話として今ユニットのお話を差し上げているわけですが、それ以上中で切っていくということになると、例えば電気をまたいじったり、あるいは空調がうまく対応しなかったりということにもなりますので、その辺をどう考えるか。例えば天井までやるのかやらないのかという選択肢にもなるかとは思いますが、天井までやるということになると、ちょっとその辺の話がどうしても出てきちゃうのかなとは思っています。

高岡じゅん子委員 天井に最初から、この可動のやつでいうと、突っ張っているの、新しい壁を入れる可能性があるときには、最初からこの上に抑えるところというんですか、はりみたいなものがついているように、この図にはなっているので、例えばこのツーユニットを6人部屋と2人部屋に分けるということは実際あり得ると思うんですね。L字形の6人部屋と真四角形の2人部屋、1人については1人の方が、例えばそういうようなことも、せっかくやるんでしたら、そんなに高くつかずに可能にできるんだったら、そういう裏の養生というんですか、そういうのは考えておいていただいて、幾つかは、全部じゃなくてもいいんです。2人部屋と6人部屋に分けられるタイプの部屋もつくるというのはできるのでしょうか。可能か不可能か。

佐々木施設営繕担当部長 先ほどお話ししたとおり、どこまでをそういう形にしていくのかというのは、実は考えていくと際限がない部分がどうしてもあるので、今回はある程度の、先ほどお話ししたスパンの2つに割るぐらいのところでは何とかうまく、その中でやっていけないかなという御提案です。ただ、今お話しいただいたようなところについては、先ほどお話ししたとおり、電気ですとか、そういったものというのはどうしても明るさをとらなきゃいけない、あるいは均一に温度調整しなきゃいけないというところで効率的な位置というのはどうしても決まってくるので、そういったものをまたいだところになると、どうしても天井までやるというのが難しくなる可能性は高いかなというふうに考えていますので、そこをどこまでやるか。

あべ力也委員 既存の建物であれば、今、部長が言われたように、またいだりとか何とかということだということなんだろうけれども、これは既存の建物じゃなくて新たにつくるんだから、そういうことも想定をして、議員は50人いるわけですから、会派を組んでい

られる方と、1人会派の方もいらっしゃるわけですから、最小単位で1人会派というときには、その1人分のスペースということを考えるのかどうかということも突き詰めて言えば、1人当たりの平米でということになるじゃないですか。そういうことも我々は1人会派のほうとしては、この検討会のほうにも1人会派になった場合に、それぞれの控室が公平に割り当てられるような検討をしてほしいと、こう申し入れもしていますし、ほかの自治体の議員控室なんかも1人会派の方はお1人分の控室をもらっているというような議会もございますので、初めから同居しろというような話で、新設するわけですから、そもそも会派が違うという場合には、議会に対するそれぞれの考え方も違うでしょうし、同じ部屋になれと言われてもなかなか困ると。あとプライバシーの問題もあたりとか、個人情報の問題もあたりとかということもありますので、その点を含めていろいろ要望させていただいていますので、技術的な問題は逆に言ったら新設ということなので、その点を乗り越えた最小の単位を可能になるような設計をぜひしていただきたいと思うんですけれども、例えば空調とか照明の配置なんかも、もしも1人ということになった場合の単位で割ることができるような設計にしていただければ、その点は何とかできるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがなものなんでしょうか。

佐藤弘人委員 気持ちはよくわかりますよ。私だって1人の部屋が欲しいと思いますけれども、ただ、今、部長からお話があったように、前期もそういうお話をいただいている、やはり検討はしていただきたいと思いますけれども、ただ、やはりお金と時間をかければ幾らでも調整はできると思いますし、あくまでも1人会派の方が何人になるかなんてわからないですし、できる範囲の中で、多少やっぱり我慢してもらわなきゃいけないことも当然我々も含めてあるでしょうから、その想定できる範囲で、かつお金の、コストについては、必要最小限の中でフレキシブルに対応できるかどうかという検討にしておくべきではないかなと思いますけれどもね。

ただ、これを見させていただくと、議員控室と廊下の境の壁は、左から2番目の防音仕様になるということですから、そこにある扉の位置を随時変えたりとかいうのも大変なお金と時間もかかってしまうので、基本的には部長と課長がお話しになった基本モジュールに合わせた1つのワンスペックをしていく中で、1人会派の方の部屋の構成というのがどこまで可能かどうかという検討はしていただいたほうがいいと思います。そういう範疇でいくしかないんじゃないかなと思うんですけれどもね。

あべ力也委員 佐藤弘人委員の言うこともわかりますけれども、1人会派でいる議員が

今6人いまして、その中で2人しか残念ながらきょうは出ていないんですが、恐らく私が知っている範囲では、ほかの1人会派の議員の方も、今は集合住宅みたいに一緒にいるけれども、それぞれ自分のプライバシーもあるし、それぞれ政治的な姿勢なりなんなりが違うという中で一緒にいるというのはなかなか窮屈だというふうに、僕は別に感じていないんですけれども、窮屈だという方もいらっしゃるわけですよ。だから、そういう点に関しては、皆さん同じ会派を組まれているという中では気兼ねがない中でやられているんでしょうけれども、それぞれ会派も違う、考え方も違うという人を同じ部屋でということに関しては、いろいろ意見もあるもんですから、その点は、技術的にクリアできるのであれば検討していただければと思うんですけれども、もちろん無理無理、なかなか難しいというのはあれですけれども、できるのであればという回答が出せるのか、その点もちょっと検討していただきたいというふうに、とりあえず要望だけしておきます。

青空こうじ委員 ここに来ている人もみんな豊島区の控室を見てきたわけですよ。あれを見ていて、会議のときにはちょっと広いところに行ってやる。個人個人の部屋になっていたじゃないですか。ああいうのができれば本当に理想だと思うんですが、そういうふうな控室というものはできないんでしょうか。

畠山晋一座長 見ている人と見ていない人も、僕も見えていないですし、高久副座長も見えていませんし、その辺、僕はイメージが全く浮かばないので、ただ、もしそれに対して部長も課長も見えていますか。

佐々木施設営繕担当部長 私、不勉強で済みません。豊島区のほうは申しわけないですけれども、見ていなかったです。

青空こうじ委員 1人1人の部屋になっていて、なおかつちょっと会議があるという、8人ぐらいでできるような部屋が2つぐらいあったんですね。これはなかなかよくできているなと思って、こういう控室ができればいいなと思っているんで、世田谷区にはそういうことはできないのかもわからないけれども、そういう考えはなかったんでしょうか。

松村庁舎整備担当部長 今のは極端なことを言うと、例えば50人の小部屋を全部つくって、会議室とか給湯室は共用で使うみたいな極端な考え方であればあるとは思いますが、やっぱりスペースが余分にかかってしまったりとか、コストの問題とかもあるので、具体的にそういう考えで進めるといふ議論はされていないということです。

豊島区が本当に議員数全員の個室になっているか、私も見えていないのでわかりませんけ



れども、そういうスペースの問題とか、コストの問題ということでは、やっぱり課題は大きいのかなというふうには思います。

下山芳男委員 私たちは会派を組んでやっているわけですがけれども、私たちも人数がいるけれども、あべ委員が言われるように、1人1人はやっぱり考え方も違うし、持っている資料もいろいろあるわけですから、私たちの中でもプライバシーとかというのも大切ですがけれども、そういった、今言った個室とか、そういったことも考えないことはないけれども、やはりこの基本的なものを考えていくのがいいのかなというふうに考えて、できることであれば、その範囲をどこまで意見を入れていくかということになるんじゃないかと思えますけれども。

たかじょう訓子委員 1人会派の思いというのは、やっぱり私たちは違うわけですから、わからないわけですから、今の御意見というのは大切な意見だというふうに私も思いました。さらにちょうど共産党は窓のない部屋にいますけれども、行って初めてすごく精神的にもきついなというのを今思いまして、やっぱり入ってみないとわからないんだなというのを私は実感しているんですね。ですから、やっぱり控室、長い時間いるわけですから、そういった意味でも、精神的なものとか、そういうこともぜひ考慮していただきたいというふうに思います。

そういった意味で、真四角なので、窓をとるというのは非常に大変なことだというふうに思うんです、一人一人のお部屋をとった場合に。私も豊島区の控室のほうを見ていないので、どういうふうに間仕切りというか、間取りをしているのかちょっと知りたいところですがけれども、ぜひ工夫でできるのか、技術的にどうなのかということを検討してもいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

畠山晋一座長 窓の工夫についての御意見ですね。

佐々木施設営繕担当部長 それについては、先ほど設計変更の中でお話したかと思えますけれども、できるだけ理事者控室を中に持ってきたりとかして、できるだけ議員控室のほうに窓側に抜くような今工夫をしていますので、いただいた御意見については参考にさせていただいて、今後の設計に反映していきたいと思えます。

高岡じゅん子委員 先ほども言いましたように、4か8かというのが原則的な考え方だとしても、やっぱり急に4が8にはなれないので、やっぱり6とかも可能なことを考えていただきたいというのと、それから、この議員控室の一番南につくった34平米の議員控室なんですけど、2面廊下があるので、ここなんかも、今、ドアが1カ所ですが、ドアを2カ

所つけておくことによって小さい会派にも対応できるとか、ちょっとまだ考える余地はあるのかなというふうに思いますので、ぜひ御検討ください。

畠山晋一座長 大体各会派のほうから今御意見をいただきました。もう既にこれがいいというふうに言っている会派もいらっしゃるわけですが、次回にこの議員控室の間仕切り壁の仕様を決定したいと思いますので、きょうのところは持ち帰っていただいて、会派で協議をしていただきますようお願いをいたします。

続きまして6、今後の開催予定についてですが、こちらは既に議会運営委員会でお示しておりますが、別添付をさせていただきました新庁舎議会施設検討会開催スケジュール案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。それでは、次回検討会は7月30日火曜日午後2時から開催をいたしますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

あべ力也委員 我々1人会派に関しては、この開催スケジュールに合わせて2名ずつ参加をさせていただくということになっておりますけれども、それぞれ会派が違うものですから、この議事内容とかの報告に関しては、私たちが1人会派のほかの方に報告するというのはちょっと難しい部分があるので、議会事務局のほうでこの検討会の内容については、結果については報告をしていただきたいと思いますけれども、多分今までもそうになっていたと思いますけれども、確認で、我々がほかの4人にこうでしたよと言うことは、それぞれの各議員さんの負担になってしまうと思いますので、その点については事務局のほうにそれぞれお願いをしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

畠山晋一座長 前回もそうされていたんですね。

井上区議会事務局次長 前期も、今、あべ委員がおっしゃったように、出席していない1人会派の議員の方には事務局のほうから検討会の議論の内容等をお伝えしておりましたので、今年度につきましても同様に対応させていただきたいと思います。

以上です。

畠山晋一委員 ちなみに確認ですけれども、ここに傍聴席があるということは傍聴もできるんですね。

井上区議会事務局次長 もちろんでございます。

畠山晋一座長 わかりました。

なければ、以上で本日の新庁舎議会施設検討会を散会いたします。